

## 令和7年1月定例総会議事録

- 日 時 令和7年1月17日（金） 午前9時30分～午前10時40分
- 場 所 佐賀市役所 大財別館4階 4-1、4-2会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第1号 農地法第3条の3届出
    - 第2号 農地法第18条合意解約通知
    - 第3号 使用貸借解約通知
  3. 局長専決処分報告
    - 第1号 農地法第4条による届出
    - 第2号 農地法第5条による届出
  4. 議 案
    - 第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）
    - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
    - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
    - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
    - 第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
    - 第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
    - 第7号議案 買入協議の適否の判断について
    - 第8号議案 非農地通知について
  5. 閉 会

## 午前9時30分 開会

### ○ 会長

皆さん、おはようございます。

令和7年1回目の総会を始めます。昨年は、年頭から能登の地震等色々な災害、事故がありました。先日も宮崎県で地震が発生し、佐賀県においても震度3を記録しました。また、今日は阪神淡路大震災から30年ということで、私が45歳の時の出来事でした。時が経つのは早いものですが、このことから日本は災害が多い国でございますので、日ごろから災害に備えていただければと思います。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和7年1月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出8件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知12件、報告第3号 使用貸借解約通知3件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出3件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出1件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請11件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請3件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請12件、第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転13件、第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定36件、第7号議案 買入協議の適否の判断について1件、第8号議案 非農地通知について1件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は1月8日、北部は1月9日に行っております。また、調査会については、南部が1月10日、北部が1月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、22番委員の野田政光委員、23番委員の吉田和文委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書16ページ農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番の審議結果について、私から報告いたします。

令和7年1月15日に開催された第106回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

**報告第1号 農地法第3条の3届出**

1～8

○ **会長**

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから6ページまでをお開きください。

**報告第2号 農地法第18条合意解約通知**

1～12

○ **会長**

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から12番までの12件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページをお開きください。

**報告第3号 使用貸借解約通知**

1～3

○ **会長**

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページをお開きください。

**局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出**

1～3

○ **会長**

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。  
次に、議案書 9 ページをお開きください。

**局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出**

1

○ **会長**

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出、報告番号 1 番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。  
次に、議案書 10 ページをお開きください。

**第 1 号議案 取消願（農地法第 3 条の規定による許可）**

1

○ **会長**

第 1 号議案 取消願（農地法第 3 条の規定による許可）、審議番号 1 番を議題とします。  
南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 1 番について、申請人は、令和 6 年 7 月に農地法第 3 条の規定による許可を受けていましたが、許可後、譲渡人の意向が変わり、自作することになったため、取消願が提出されたものです。

この案件について調査会において審議したところ、取消事由はやむを得ないと判断し、願い出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書11ページをお開きください。

**第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

1～3

○ **会長**

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から3番までの3件は普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。委員どうぞ。

○ **委員**

審議番号1番及び2番の2件について確認ですが、備考欄に譲受人が以前から耕作していた農地との記載がありますが、議案書の耕作面積が0㎡になっているのはどうしてでしょうか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

申請地の耕作については、利用権等の権利設定を行わず、譲渡人と譲受人との口約束で契約されていたと聞いています。そのため、農地台帳上の耕作面積として積算されないことから、耕作面積が0㎡となっております。

○ **会長**

委員、よろしいでしょうか。

○ **委員**

はい。

○ **会長**

ほかに御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

## 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4

○ **会長**

次に、審議番号4番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員の同居の親族の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、審議の順序を変更し、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室をお願いします。

〔委員 退室〕

○ **会長**

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号4番は、普通売買の案件です。

農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いします。

〔委員 入室〕

○ **会長**

次に、議案書11ページ及び12ページをお開きください。

**第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

5～11

○ **会長**

審議番号5番から11番までの7件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号5番及び7番の2件は贈与の案件、審議番号6番及び8番から11番までの5件は普通売買の案件です。

地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から11番までの7件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページをお開きください。

**第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請**

1・2

○ **会長**

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農業及び漁業施設」の案件で、申請人は、農業及び海苔養殖業を営んでいますが、申請地を農業用施設として利用してきましたが、今般、漁業用施設としても利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「海苔資材置場」の農振除外を経た案件で、申請人は、農業及び海苔養殖業を営んでいますが、海苔資材置場の整備を計画したところ、申請地は自宅に隣接し、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可なく転用されていた件についても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

### 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

3

#### ○ 会長

次に、審議番号3番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○ 北部調査会長

報告します。

審議番号3番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件です。

申請人は、現在、申請地の隣接地に居住していますが、住宅敷地を拡張し、物干場及び通路として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

#### ○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページ及び15ページをお開きください。

### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1～6

## ○ 会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から6番までの6件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建築土木事業等を営んでいますが、会社の敷地が手狭で資材置場が不足していることから、資材置場の整備を計画したところ、申請地は県道に隣接し、大型車両の出入りが可能であることから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地西側外の隣接地について、現況、畦に見える所の草刈り等の管理はどうするのかとの質問があり、申請人から、畦に見える所は境内地の一部であり、コンクリートブロックが境界から引いて設置されている。この部分については、寺院側と協議を行い、適切な管理となるように対処を行いたい旨の回答がありました。

また、委員から、申請地は交差点に近いことから、交通事故がおきないように、安全に気を付けて工事を行って欲しい旨の意見が出され、申請人から、工事看板を設置するなど、交通安全に配慮した対応を行いたい旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったことから、住宅の建設を計画したところ、申請地は、実家に近く適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設、その他公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道付近で交通の便が良く、市街地に近いことから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地近くの橋梁は高低差があり、見通しが悪いため、工事の際は、交通安全への配慮を十分に行ってほしい旨の要望が出されました。

また、委員から、申請地のすぐ側には、横断歩道があるため、歩行者の安全についても注意を払ってもらいたい旨の意見がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「工事中資材置場」の一時転用の案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、水資源開発施設等の管理・改修等の事業を行っていますが、農業用幹線水路の改修にあたり、申請地を工事中資材置場として利用したく、申請されたものです。

委員から、申請地近くの道路は、集落内の抜け道になっていて、交通量も多いため、工事の際や車両の出入りの際には交通安全に十分注意してほしい旨の意見が出されました。

また、委員から、一時転用後の農地の復元について確認したところ、申請人から、基本は、工事前の状態に戻すことを考えているが、魚の養殖場として使われていた土地でもあるため、既存のブロック等を撤去するののかについては、貸人と協議したうえで検討する旨の回答がありました。

さらに、委員から、今後の事業規模に対して、今回の資材置場の面積では足りないのではないかと質問があり、申請人から、事業については、今後、15年かけて広い範囲で行われる予定で、資材置場については、今回の工事分は足りているが、今後の分として、広い土地を探している状況である旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されていることから、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のbと決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「工事中敷地の拡張」の一時転用の案件で、調査会におい

て申請人説明を求めました。

申請人は、認定こども園を運営していますが、園舎の建替にあたり、現在の工事用敷地を拡張し、現場事務所及び資材置場等を設置したく、申請されたものです。

委員から、令和6年10月に許可を受けた後、再度の工事用敷地の申請となった理由について確認したところ、申請人から、11月に施工業者が決まり、施工業者と協議を行ったところ、現場事務所等を、当初計画どおり、幼稚園敷地内に設置することが難しい事が分かったため、再度の申請となった旨の説明がありました。

また、委員から、幼稚園建設という大きな事業であり、計画に遅れがでることで、保護者に迷惑がかからないよう、事業を進めてもらいたい旨の意見が出されました。

さらに、委員から、幼稚園の送り迎えの時間は車の量が増えるため、工事の際には、交通事故等に十分気を付けるよう意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されていることから、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「資材置場」の一時転用の案件で、申請人は、申請地東側宅地における工場の建替工事を受注していますが、申請地は、工事の発注者が所有する農地で、現場に隣接していることから、工事用資材置場に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地の排水計画について確認があり、申請人から、雨水は既存の排水管を通して排水する計画で、土砂等の資材の上にはシートを被せて保護するため、土砂の流出はない旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されていることから、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この6件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

## ○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。委員どうぞ。

○ **委員**

現況地目に、公道と記載がありますが、どうしてでしょうか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

公道となっている部分についてですが、申請地内北西に、舗装された部分があったため、記載をしております。

○ **会長**

委員、よろしいでしょうか。

○ **委員**

はい。

○ **会長**

ほかに御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページから18ページまでをお開きください。

**第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

○ **会長**

審議番号7番から12番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号7番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道及び県道に近く、交通の便も良いことから、住宅地に適地と判断し申請されたものです。

委員から、申請地の周囲では今後も営農が継続されるため、住宅の購入者に対し、農作業への理解をいただきたい旨の意見が出されました。

また委員から、申請地は住宅街の近くにあることから、工事の際は事故がないよう注意してほしい旨の意見がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号8番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道及び県道に近く、交通の便も良いことから、住宅地に適地と判断し申請されたものです。

委員から、申請地周辺の水路に関する地元との協議について確認があり、申請人から、できるだけ地元の意向に沿うよう整備をする計画である旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「グループホーム」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、児童養護施設を運営していますが、今般、児童福祉法の一部改正により、施設の分散化を図るため、グループホームの新設を計画したところ、申請地は関連の施設に近いことから、適地と判断し申請されたものです。

委員から、申請地西側にある里道の在り方について、利用者と協議した内容を、文書などできちんと整理しておいてほしい旨の意見があり、申請人から、今後のためにも改めて確認したい旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、上下水道が整備されており、近隣に教育施設もあることから、住宅地に適地と判断し申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設及びその他の公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、住宅等の外構工事を行う事業を営んでいますが、借りている資材置場の集約のため、申請地を資材置場として整備し利用したく、申請されたものです。

委員から、東側法面部分の被害防除について確認があり、申請人から、法下に新設するU字溝で受けた雨水は、土砂流出を防ぐため、集水桝を経由して、南側道路側溝に排水する旨の回答を得ました。

また、委員から、現地は高低差があるが、造成の高さはどのように考え、検討されたのかとの質問があり、申請人から、周囲の高さと構造物への影響を考慮し、現状に近い高さで計画した旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、現在の資材置場が手狭となっていることから、資材置場の整備を計画したところ、申請地は既存の資材置場に近ことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、西側農地への通作路について確認があり、申請人から、申請地内北側に幅員3mの通作路を設けることで、協議が整っている旨の説明がありました。

また委員から、南側に農地が残ることについて確認があり、申請人から、農地の所有者と交渉をしたが、合意に至らなかった旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この6件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号7番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 8 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 9 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 9 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 10 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 10 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 11 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 11 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 12 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 12 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 19 ページから 21 ページまでをお開きください。

**第 5 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転**

1～13

○ **会長**

第 5 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号 1 番から 13 番までの 13 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 1 番から 13 番までの 13 件：85,992 m<sup>2</sup>について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 13 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 13 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 13 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から13番までの13件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書22ページから25ページまでをお開き下さい。

**第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

1～14

○ **会長**

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から14番までの14件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から14番までの14件

新規 8件：47,069 m<sup>2</sup>

更新 6件：47,251 m<sup>2</sup>

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この14件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この14件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この14件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号1番から14番までの14件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書25ページから32ページまでをお開きください。

### 第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

15～36

#### ○ 会長

審議番号15番から36番までの22件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○ 北部調査会長

報告します。

審議番号15番から36番までの22件

新規 13件 : 120,266 m<sup>2</sup>

更新 9件 : 53,160 m<sup>2</sup>

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

#### ○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この22件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

異議なしと認めます。よって、この22件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この22件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号15番から36番までの22件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 33 ページをお開きください。

### 第7号議案 買入協議の適否の判断について

1

○ **会長**

第7号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。  
南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書 34 ページをお開きください。

### 第8号議案 非農地通知について

1

○ **会長**

第8号議案 非農地通知について、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号1番について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化等により再生が困難であるため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和7年1月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和7年1月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

**午前10時40分 閉会**